

## 政策Ⅱ-2-(1)-①

### 1. 政策及び目標等

政策	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
達成すべき目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
測定指標	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況

### 2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"><li>① 個人情報保護等の利用者保護の確保</li><li>② 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分</li><li>③ 監督指針等のタイムリーな整備、見直し</li><li>④ 貸金業者に対する的確な監督</li><li>⑤ 金融先物取引業者に対する的確な監督</li></ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"><li>① 個人情報保護等の利用者保護に係る検査実施状況、個人情報が流出した金融機関に対する対応状況</li><li>② ルールの一層の明確化の状況、行政処分事例集の公表状況、行政処分を受けた金融機関等の法令遵守態勢の整備状況、行政処分の実施状況（行政処分の件数）</li><li>③ 監督指針等の整備・見直し状況</li><li>④ 貸金業者の登録状況（新規登録件数）、貸金業者に係る苦情・相談受付状況（件数）、貸金業者に係る情報の利用状況</li><li>⑤ 金融先物取引業者の登録状況（新規登録件数）、金融先物取引業者に係る苦情・相談受付状況（件数）</li></ul>

### 3. 政策の内容

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要であることから、金融庁としては、金融機関等の法令遵守に関し、的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

### 4. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投

資者等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令遵守が求められています。また、その際、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 個人情報保護等の利用者保護の確保

##### ア. ガイドライン及び実務指針の周知・徹底

業界団体等に対し、説明会等を通じて、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図りました。また、金融庁内においても、検査官に対する研修等を通じて、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図りました。

##### イ. 個人情報管理態勢に係る一斉点検

平成 17 年 4 月の個人情報保護法等の施行に合わせ、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施するとともに、その結果を 6 月末までに当局に報告するよう、文書をもって要請を行い、同年 7 月にその結果について取りまとめの上、公表を行いました。

##### ウ. 認定個人情報保護団体の認定

個人情報保護法及び認定個人情報保護団体についての指針に基づき、3 団体を認定個人情報保護団体として認定しました。

##### エ. 個人情報保護等の利用者保護に係る検査の実施

「17 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において、個人情報保護等の利用者保護への対応を検査重点事項の第一に掲げ、検査を実施しました。

#### ② 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分

信用秩序の維持、預金者・保険契約者・有価証券の投資者等の利用者保護、及び公正・透明で活力ある市場の整備といった目的に則し、明確なルールの下、公正かつ透明な行政を実施するという基本的な考え方に基づき、当庁では、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、必要があると認められた場合には厳正かつ適切な行政処分を行っています。

17 事務年度において公表を行った行政処分件数は 251 件と前事務年度比 159 件の大幅増加となっており、この増加分のうち 116 件は、17 年 7 月の改正金融先物取引法の施行により、新たに法規制の対象となった外国為替証拠金取引業者に対する処分となっています。

ア. 法令違反等が認められた金融機関等に対して、以下のような行政処分を行い、経営の健全化を求めました。

これらについては、改善状況のフォローアップを行っています。

(ア) 公益を害する行為、法令違反行為、内部管理態勢等に重大な問題が認めら

れた預金取扱金融機関に対し、業務改善命令等を発出。

- (イ) 保険金等の不適切な不払い、付随的な保険金の支払漏れ及び保険募集における違反行為など、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢等に重大な問題が認められた保険会社に対し、業務停止命令等を発出。
- (ウ) 作為的相場形成、有価証券の売買に関する重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、取引一任勘定契約の締結等の証券取引法違反が認められた証券会社に対し、業務停止命令等を発出。
- (エ) 貸金業者については、後述の④に記載。
- (オ) 金融先物取引業者については、後述の⑤に記載。

#### イ. 行政処分等の公表

- (ア) 行政処分を行った場合には、公表することが特に問題のある場合を除き、積極的に公表を行い、行政処分において行った法令解釈の周知を図りました。
- (イ) 17年7月、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめ、「行政処分事例集」として公表し、18年7月に更新を行うことで、情報提供に努めました（合計251件公表）。
- (ウ) 17年11月、無登録証券業者による未公開株の勧誘についての注意喚起文をホームページに掲載しました。

#### ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会において、コンプライアンス態勢及び内部監査態勢の強化に努めるよう要請しました。

### ③ 監督指針等のタイムリーな整備、見直し

18年3月、改正行政手続法の施行に向けて、関係者の予見可能性を高める観点から、各業態の監督指針における審査基準・処分基準を明確化しました。

### ④ 貸金業者に対する的確な監督

#### ア. 悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分

財務局登録の貸金業者について、顧客の委任を受けずに作成した委任状による公的証明書類の取得、法定事項が記載されていない強制執行認諾文言付公正証書作成委任状の取得、支払い義務のない債務者の両親に対する取立て、虚偽の帳簿開示に基づく和解契約の締結及び法定利息を上回る利息の受領等の法令違反が認められた業者に対して、業務停止命令を発出（17事務年度に11件）しました。

#### イ. 事務ガイドラインの所要の改正

- (ア) 17年10月、貸金業者に取引履歴の開示義務があり、開示請求を不当に拒否した場合には、行政処分の対象となり得ることの明確化等を内容とした改

正を行い、同年11月より適用しました。

(イ) 18年5月、貸金業者に対し、過剰貸付の防止のため適切に行われるよう促す事項及び違法年金担保融資の禁止規定にかかる脱法行為の事例を明記することを内容とした改正を行い、同年6月より適用しました。

ウ. ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携

都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害対策会議」等を通じ、引き続き連携の強化に努めています。また、無登録業者等の違法な業者にかかる情報に接した場合には、捜査関係機関への情報提供を行っています。

#### ⑤ 金融先物取引業者に対する的確な監督

ア. 17年6月、金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴い、「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を策定・公表し、同年7月より適用を開始しました。

イ. 支払不能に陥るおそれ、区分管理違反などの問題が認められた金融先物取引業者に対し、行政処分を発出（17事務年度に117件）する等、的確な監督対応に努めました。

### (2) 評価

金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況

#### ① 個人情報保護等の利用者保護の確保

各金融機関等に対して個人情報管理態勢に係る一斉点検の実施と報告を求め、その結果、287の金融機関において、合計約678万先の個人情報、主として個人情報保護法施行前に紛失等していた事実が判明しました。この一斉点検の結果公表により、同様の事案の発生に対する金融機関の注意を喚起するとともに、こうした調査の結果や個々の事案を踏まえ、個人情報保護法や各業法等に基づく厳正かつ適切な対応を行い、各金融機関において、適切な個人情報管理態勢の構築が促進されているものと考えています。

また、検査において、個人情報保護等の利用者保護への対応を重点事項として掲げて検証を行った結果、顧客の同意を得ずに、子会社に対して顧客情報を提供している事例や、顧客の適合性の確認等を行わないまま、顧客情報を提供している事例を把握し、金融機関に対し指摘を行いました。その後、金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、個人情報管理態勢の確立に向けて、一定の成果があったものと考えています。

#### ② 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分

行政処分を受けた金融機関等においては、法令遵守に係る全役職員等に対する

教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、行政処分の実施は金融機関等の法令等遵守態勢の確立に資するものであったと考えています。

③ 監督指針等のタイムリーな整備、見直し

監督指針等における監督上の着眼点の明確化や審査基準・処分基準の公表は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであるとともに、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

④ 貸金業者に対する的確な監督

法令違反が認められた業者に対しては、行政処分（業務停止処分）などの厳正な監督対応を行う一方、法令の基準を満たした5,389者の登録（更新登録含む。）を行いました。なお、行政処分（業務停止処分）を受けた貸金業者については、内部管理体制の見直し、社員教育の充実・強化といった法令遵守に向けた取組みが行われています。

財務局等に寄せられた登録貸金業者に係る苦情・相談件数は、17年4月1日から18年3月31日までの間で34,827件であり、前年度の39,296件に比べると4,469件減少しており、的確かつ厳正な監督に努めてきたことにより、貸金業者の業務の適正化が図られてきているものと考えています。

⑤ 金融先物取引業者に対する的確な監督

前述のとおり、行政処分件数は、前事務年度比116件の大幅増加となっているものの、これは法改正により新たに法規制の対象とされた外国為替証拠金取引業者について、当庁において実態把握に努め、重大な問題が認められた者に対して、法令に基づき的確かつ厳正に対応した結果であると考えています。

一方、法令の基準を満たした166社（18年3月末）については順次登録を行いました。

金融サービス利用者相談室に寄せられた外国為替証拠金取引に関する相談等の件数は、同室が開設された17年7月19日から12月31日までの間は1,447件であったものが、18年1月1日から6月30日までの間は501件と大幅に減少しており、的確な監督に努めてきたことにより、金融先物取引業者の業務の適正化が図られてきているものと考えています。

以上のような重点施策の実施は、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に向け、一定の効果があつたものと考えています。

## **6. 今後の課題**

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって今後とも、立入検査、報告徴求等を的確に実施して実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、引き続き、処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、貸金業の利用者保護等の体制整備のための機構定員要求を行う必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について
- ・ 行政処分発動状況関連資料
- ・ 貸金業関連統計資料
- ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

## **10. 担当部局**

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課、検査局総務課